

すべての人の人権が大切にされる社会をめざして

7月は「同和問題啓発強調月間」です

● 問い合わせ先 教育政策課 人権・同和教育担当

今こそ、人権・同和問題から学んだことを

新型コロナウイルス感染症(感染症)予防に行政や事業所、家庭などが一体となって取り組んでいます。

一方、物資を届ける運送業者、感染者と関わる医療従事者やその家族が、予断と偏見に満ちた言葉で投げかけられたり、時には差別発言を浴びせられたりしているというニュースが報道されています。

昨年7月、国はハンセン病当事者や家族に、厳しい差別と偏見によって大変な苦痛を強いたことを謝罪し、私たちも反省をしてきました。同じ過ちを繰り返してはなりません。感染症に関する誤った情報や根拠

のない噂などに惑わされ、誹謗(ひぼう)中傷や風評を拡散することは、感染者のみならず多くの人々を傷つけたり、困窮させたりすることにつながります。また、差別や偏見の広がり、人々の不安をまねき、感染の事実を隠す人や検査を受けない人を増やすことにもつながります。その結果、感染者を潜在化させ、収束を遠のけることにもなります。

感染症は第2波があるとも言われ、誰にでも感染の可能性があります。感染の収束に必要なものは、排除や差別ではないはず。緊急事態宣言が解除され、「新しい生活様式」が呼びかけられています。その中で、人権・同和問題から学んできた人間としての豊かなつながりや信頼、絆、共同共助などを発揮しながら行動していくことが求められています。

筑紫野市部落差別解消推進条例を制定

平成28年、「部落差別解消推進法」が制定され、平成31年には「福岡県部落差別解消推進条例」が制定されました。

これらには、部落差別は許されないものだと明言されています。しかし、今もなお同和問題に関する差別落書きやインターネットを悪用した差別事象が発生しています。

市では、差別事象の解消を図るため、本年3月に「筑紫野市部落差別解消推進条例」を制定しました。条文の中では市の責務や相談体制の充実、教育や啓発などの実施について挙げています。

今後も、国、県、市民の皆さんと協力し、部落差別のない社会をつくっていきます。そして、部落差別の解決をさまざまな人権問題の解決につなげ、共に人権尊重のまちづくりを進めていきましょう。

※条文はホームページで見ることができます。

強調月間の主な取り組み

同和問題の解決のため、県や各市町村で啓発を行っています。

【筑紫野市の主な取り組み】

● 啓発リーフレットの配布

▽期間 7月1日(水)～31日(金)

▽場所 カミリーヤ、各「ミニミニセンター」など

● 人権問題に関する書籍の紹介

▽期間 7月1日(水)～31日(金)

▽場所 市民図書館特設コーナー

● 「人権メッセージ」を募集します
皆さんからの温かい「人権メッセージ」を募集します。標語や作文、写真など形式は問いません。

▽申込期限 7月31日(金)

▽申し込み・問い合わせ先 教育政策課 人権・同和教育担当

※6月27日(土)に開催を予定していた「同和問題講演会」は感染症予防のため中止します。

【福岡県の主な取り組み】

● 講演会・映画上映会

▽日時 10月31日(土)

▽場所 クロバープラザ

▽内容 映画「作兵衛さんと日本を掘る」の上映とトーク

